

五戸町防犯灯・商店街街路灯電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会及び地域団体（以下、「自治会等」という。）が、維持管理する防犯灯、街路灯（以下、「防犯灯等」という。）の電気料に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付にあつては、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象となる防犯灯等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自治会等が区域内に設置し、歩行の安全及び防犯に役立つと認められるもの
- (2) 自治会等の責任において適切に維持管理されているもの
- (3) 自治会等がその電気料を負担しているもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する防犯灯の補助金の決定に係る年度の4月分から12月分までと補助金の決定に係る年度の前年度の1月分から3月分までを合計した1年間の支払い総額の電気料の額の100分の30とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その全額又端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、防犯灯・街路灯電気料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に電気料金振替領収証（1月から12月支払い分）及び電気料金請求内訳書の写しを添えて補助金の決定に係る年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

2 自治会が補助金の交付申請をすることができる回数は、補助金の決定に係る年度のうち1回とする。

(補助金の交付決定及び額の通知)

第5条 町長は、前条の申請に係る経費が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、防犯灯・街路灯電気料補助金交付決定書兼確定通知書（様式第2号）により自治会等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 自治会等は、防犯灯・街路灯電気料補助金請求書（様式第3号）を申請年度の3月10日までに町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成26年12月22日告示第67号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年1月1日以降に支払った電気料金から適用する。

附 則（平成27年11月24日告示第112号）

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日告示第28号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年1月1日以降に支払った電気料金から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

防犯灯・街路灯電気料補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

五戸町長 若宮 佳一 様

自治会等名

住 所

代表者名

⑩

電話番号

自治会及び商店街団体が維持管理する防犯灯・街路灯の電気料金に対する補助金を受けたいので、五戸町防犯灯・商店街街路灯電気料補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請する。

記

1 補助申請額 円

補助対象額 × 0.3（補助率） = 補助申請額（千円未満端数切捨て）

2 補助金交付対象額の明細 単位：円

月別	電気料金	月別	電気料金
1月		7月	
2月		8月	
3月		9月	
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
合計（補助対象額）			

3 添付書類

電気料金振替領収証（1月から12月支払い分）の写し

電気料金請求内訳書（1月から12月支払い分）の写し

様

五戸町長

防犯灯・街路灯電気料補助金交付決定書兼確定通知書

年 月 日付けで申請兼実績報告のありました防犯灯・商店街街路灯の電気料金に対する補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

令和 年 月 日

五戸町長 若宮 佳一 様

自治会等名

住 所

代表者名

⑨

電話番号

防犯灯・街路灯電気料補助金請求書

令和 年 月 日付けで交付決定のあったことについて、五戸町防犯灯・商店街街路灯電気料補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先及び口座名義

金融機関名	青森・みちのく・青い森信金・ゆうちょ・ 八戸農協・その他（ ）						
支店名	（ ）支店						
種別	普通・当座						
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義							